

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第7号

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会
条例の一部を改正する条例

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例
(平成28年太田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条―第17条」を「第
12条―第18条」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条中「第
8条」を「第9条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条第1項第4号中「第2条」とあるのは、
「第13条」と読み替えるものとする。

第15条を第16条とする。

第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次のよ
うに加える。

(報酬)

第6条 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例(平成17年太田市条例第62号)別表第1の太田市いじ
め問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例に定める額
は、次のとおりとする。

(1) 委員長 日額10,000円

- (2) 委員 日額9,000円
 - (3) 臨時委員 日額9,000円
 - (4) 前3号とは別に、第2条の事務に係る報告書の作成に従事したものと市長が認めるとき。 1時間当たり6,000円(委員長、委員及び臨時委員が報告書の作成に従事したものと市長が認める時間の合計は、一の諮問事項につき60時間を上限とする。)
- 2 前項第1号から第3号までの報酬は、その都度支給し、同項第4号の報酬は、報告書の完成した後に支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。